

初島地区海底送配水管布設替事業

募集要項

熱海市公営企業部 水道温泉課

1. 募集要項の位置付け

本募集要項（以下「本書」という。）は、熱海市（以下「本市」という。）が、初島海底送配水管布設替事業（以下「本事業」という。）について、公募型プロポーザル方式により募集および選定を行うに当たり、プロポーザル参加予定者を対象に交付するものである。

2. 事業内容

2.1. 事業名称

初島地区海底送配水管布設替事業

2.2. 事業の対象となる公共施設等の種類

初島地区海底送配水管：網代漁業株式会社網干し場（熱海市網代字朝日山）～初島第二漁港（熱海市初島字家越山）

2.3. 事業の目的

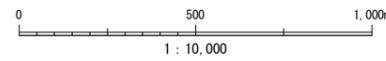
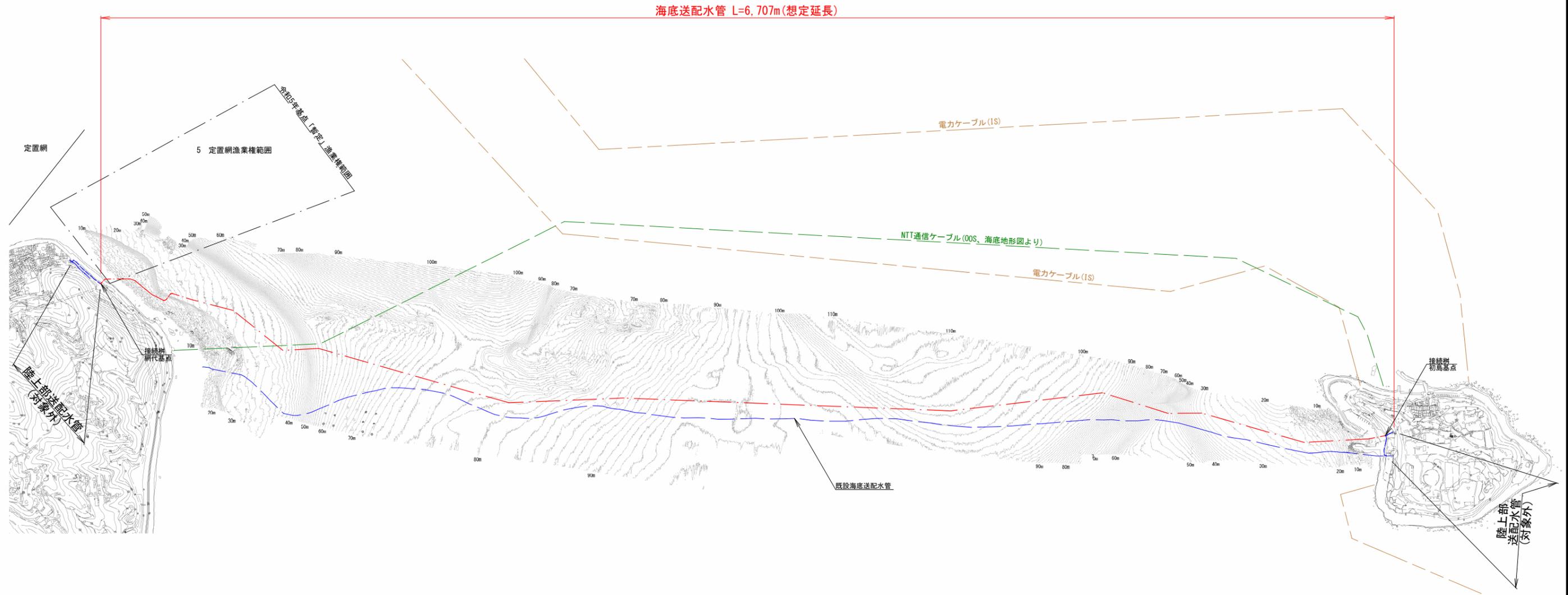
本事業は、老朽化した初島地区海底送配水管の更新を実施するものである。

なお、初島地区海底送配水管の設計・建設は、DB（設計・施工一括発注：Design Build）方式を採用し、民間事業者の技術力やノウハウを最大限に活用し、事業を実施する。

次頁に、初島地区海底送配水管の計画ルート図を示す。

計画ルート図

S=1/10,000 (A1)
S=1/20,000 (A3)



事業名	初島地区海底送配水管布設事業		
事業箇所	熱海市網代字朝日山地先～初島字家越山地先		
図面名	計画ルート図		
作製	令和4年3月	縮尺	S=1/10,000 (A1) S=1/20,000 (A3)
照査	設計	製図	
熱海市 公営企業部 水道温泉課			

2.4. 事業概要

本事業の概要を表1に示す。なお、口径および延長は想定であり、実施延長および実施口径との相違は認める。

表1 初島地区海底送配水管の概要

項目	内容
施設名称	初島地区海底送配水管
建設場所	網代側：網代字朝日山
	初島側：初島字家越山
計画送水量	1,070m ³ /日
口径*	φ150mm
延長*	6,707m

※口径および延長は基本設計による想定数値

2.5. 対象施設および対象業務

2.5.1. 対象業務の概要

本事業の対象施設の概要を表2に示す。

表2 対象業務の概要

対象施設		概要
建設	管路施設	網代地区と初島地区を結ぶ管路を更新する。
	防護施設	管路施設の損耗を防ぐために設置する。
	標識施設	海底送配水管の布設を周知するために網代および初島の海岸に海運上必要な標識を設置する。
	接続施設	海底送配水管と陸上部送配水管を接続する施工分界点を明示する施設を設置する。
	消波施設*	網代側陸揚箇所の管路および防護工の波浪による損傷リスクを軽減するために、設計図面により指示された消波ブロックを設置する。

※消波施設は、発注者が図面および仕様書等で指定する構造物

2.6. 事業方式

本事業は、初島地区海底送配水管布設替事業で更新する管路等施設について、民間事業者により設計・施工を一括で発注するDB方式とする。

2.7 事業期間

本事業は、設計・建設期間を契約締結の日から令和7年3月14日以内とする。

2.7.1. 事業スケジュール

本事業のスケジュールは、表3のとおり予定している。

表3 事業スケジュール

項目	予定
設計建設工事請負契約の締結	令和5年3月
設計・管製作	令和5年4月～令和6年3月15日以内 ※海底管の工場検査を含む
工事期間	令和6年4月～令和7年3月14日以内 ※陸上部配管接続および通水試験を含む
引き渡し	令和7年3月14日以内

3. 本事業の募集および選定に関する事項

3.1. 事業者を求める役割

事業者は、以下の事項を満足する必要がある。

- ①効率的かつ安全な初島地区海底送配水管の設計および工事
- ②法定耐用年数期間の安定的な水の供給

このため事業者には、海底送配水管の設計および布設への深い理解と十分なノウハウや、期待される役割を果たす上で必要とされる能力を有していることを求める。

3.2. 事業者の選定方法

事業者の募集および選定は、競争性および透明性の確保を目的として公募型プロポーザル方式随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）により実施する。なお、事業者の選定の手続きは、「熱海市プロポーザル方式の手続きに関する要綱 平成17年12月6日告示第92号」（以下「熱海市プロポーザル要綱」という。）および以下のとおり実施することを予定している。詳細は、公告において明らかにする。

①プロポーザル参加資格審査

プロポーザル参加について、本市の参加資格有資格者であることや一定の実績を有することなどの審査を行う。

②提案書提出要請

上記①においてプロポーザル参加資格を有すると確認された応募者に対し、提案書提出の要請をもって候補者適正通知とする。

③提案内容の審査

候補者からの提案書を受付け、技術面について評価を実施する。また、事業を実施した際の見積金額について提示を受け、技術評価点と価格評価点を合計し、総合評価点を算定する。総合評価点が最も高い者（以下「優先交渉権者」という。）を選定する。

なお、提案内容の審査は、提案書のほか、プレゼンテーションおよびヒアリングを通じて行う。

3.3. プロポーザル参加に関する事項

3.3.1. 応募者の構成

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ①応募者は、単独の企業とする。
- ②応募者は、海底送配水管布設の設計業務および海底送配水管布設工事、並びに消波工工事を行う。

3.3.2. プロポーザル参加資格要件

1) 共通の資格要件

- (1) 「熱海市建設工事等競争入札参加資格審査申請要領」に基づき入札参加審査に係る必要な書類を提出し受理された者で、且つ「熱海市工事請負等および物品調達等の参加資格に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 次の法律の規定による申立または通告がなされていない者であること。
 - ①会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条および改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更正手続開始の申立（ただし、更正手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - ②民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- (3) 消費税および地方消費税に未納の税額がある者は応募者になることができない。
- (4) 熱海市に未納の税額がある者は応募者になることができない。
- (5) 本事業のサポート業務等に関わっている法人またはその関連会社は、応募者になることはできない。

2) 各業務の実施企業の資格要件

応募者は、本施設の設計および工事の各業務を行うものとして、以下の各項の要件を全て満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることができる。

- ①建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事および水道施設工事について特定建設業の許可を受けていること。
- ②令和 4 年度の熱海市建設工事等競争入札参加資格（土木工事業、とび・土工工事業および水道施設工事業）登録済みの業者であること。
- ③「監理技術者資格者証（土木工事業または水道施設工事業）」および「監理技術者講習修了証」を有する者を本事業現場に配置すること。なお、監理技術者は、本事業に係るプロポーザル参加資格確認申請書の受付を行う日から起算して 3 ヶ月以上前から応募者と直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに選任で配置することは可能とする。なお、本工事期間中に監理技術者を変更した際には、書面をもって本市に通知しなければならない。

- ④本事業の施工において、上記③に掲げる者のほか、専門工事にあたっては、建設業法第26条の2に規定する専門技術者および現場代理人等必要な人員を配置すること。
- ⑤上記③および④に掲げる配置技術者について、単独企業で兼ねる場合は、全ての工種で配置技術者を兼ねることができる。
- ⑥施工実績は、国内の水道事業体が発注する工事案件で、過去20年間で延長1.0km以上の海底送水管あるいは海底配水管の完成実績を有すること。なお、元請契約、下請契約は問わない。

3.3.3. プロポーザル参加資格確認基準日

- ①プロポーザル参加確認基準日は、プロポーザル参加資格確認申請書の提出期限の最終日とする。
- ②プロポーザル参加資格確認基準日の翌日から提案書類の提出までの間、応募者が「3.3.2. プロポーザル参加資格要件」に示すプロポーザル参加資格要件を欠くに至った場合、当該応募者はプロポーザルに参加することができない。
- ③提案書類の提出の翌日から優先交渉権者決定日までの間、候補者が「3.3.2. プロポーザル参加資格要件」に示すプロポーザル参加資格要件を欠くに至った場合、本市は当該候補者を優先交渉権者決定の審査対象から除外する。
- ④優先交渉権者決定日の翌日から工事請負契約の締結日までの間、候補者が「3.3.2. プロポーザル参加資格要件」に示すプロポーザル参加資格要件を欠くに至った場合、本市は優先交渉権者と事業契約を締結せず、次順位者を優先交渉権者とする。

3.4 事業に係る事業費等

3.4.1 事業費限度額

1,692,636,000円（消費税および地方消費税に相当する金額を含む）

上記価格には、下記の費用を含む。

- ・消波ブロック製作ヤードとして網代漁港(株)網干し場の借地料

借地料＝借地単価月額×使用面積(m²)×使用月数

＝49円×2,200m²×使用月数[※]

※市の予定価格では、使用月数を10ヶ月と想定している。

- ・事業損失防止施設費（汚濁防止対策）
- ・現場環境改善費

3.4.2 調査基準価格

本事業においては低入札価格調査を設定し、調査基準価格は非公表とする。

当該価格を下回った者は低入札価格調査制度に基づき調査を行う。

なお、調査の結果、契約の適切な履行がなされないと判断される場合には、失格とする。

4. 事業者選定のスケジュール

4.1. 事業者選定のスケジュール

事業者選定に当たってのスケジュールは、以下のとおり予定している。

表4 事業者選定スケジュール

名称	概要
実施方針の公表	令和4年9月6日
実施方針に関する説明会および現地見学会の実施	令和4年9月14日～9月22日
実施方針に関する質問等の受付	令和4年9月26日～10月7日
実施方針に関する質問等への回答公表	令和4年10月14日
要求水準・事業者選定基準・提出書類作成要領等の公表	令和4年10月14日
募集要項の公表	令和4年10月28日
要求水準・事業者選定基準に関する質問等の受付	令和4年10月17日～10月25日
募集要項に関する質問等の受付	令和4年10月31日～11月7日
要求水準・事業者選定基準に関する質問等への回答公表	令和4年11月9日
募集要項に関する質問等への回答公表	令和4年11月14日
参加表明書等の受付	令和4年11月16日～22日
提出要請書の送付（参加資格の通知）	令和4年12月2日
提案書類の受付	令和4年12月9日～令和5年1月20日
プレゼンテーションの実施および参加者へのヒアリング	令和5年2月下旬
優先交渉権者の決定および公表	令和5年3月上旬
事業契約の締結	令和5年3月下旬頃

4.2.1 実施方針に関する説明会等

本事業に参加しようとする事業者等への本事業に関する理解向上のため、公告等に関する説明会を実施し、本事業に係る情報を提供するとともに、本市の考え方等を提示する。

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、現場見学会と併せて実施する。

説明会および見学会に参加する場合は、以下の③に示す事前登録を行うこと。

(1) 説明会

①開催日時

令和4年9月14日～9月22日

（詳細な日時は申込者へ個別に通知する。）

②開催場所

熱海市役所 第2庁舎 1階会議室

③事前登録

説明会に参加を希望する者は、申込書に必要事項を記入の上、「8.8 本事業に関する連絡先」のメールアドレス宛に申し込むこと。事前登録期間は令和4年9月7日(水)～9月13日(火)17時までとする。なお、参加者は1社当たり5名までとする。

④注意事項

説明会では公告等の資料は配布しない。また、本説明会では質疑応答の機会は設けない。

(2) 現地見学会

①開催日時

令和4年9月14日～9月22日

(詳細な日時は申込者へ個別に通知する。)

②開催場所

網代陸揚げ箇所：網代漁業株式会社網干し場（熱海市網代字朝日山）

初島陸揚げ箇所：初島第二漁港（熱海市初島字家越山）

なお、初島往復の移動経費は、参加者が負担する。

③申込方法

参加者は、公告等に関する説明会申し込みと同時に現地見学会の申し込みを行うこと。なお、参加者は1社あたり5名までとする。

④注意事項

本市職員による現地案内は行うが、本見学会では質疑応答の機会は設けない。

参加者は、自前の名札またはIDストラップ等を着用すること。本見学会では、現場状況を把握するための写真撮影は許可するが、部外者あるいはその他個人情報と解る写真の撮影は禁ずる。

また、現場の構造物等の測量、計測も原則禁ずる。

(3) 実施方針に関する質問等の受付および回答公表

公告等に関する質問等を以下の要領により受け付ける。

①受付期間

令和4年9月26日～10月7日

②提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、実施方針に関する質問書に記入の上、電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行う。

なお、ファイル形式は Microsoft 社製 Office Excel またはそれと互換性のある形式とし、PDF 等は不可とする。あて名及びメールアドレスは、「8.8 本事業に関する連絡先」のとおりである。

③回答公表

実施方針に関する質問等に対する回答は、本事業に係る本市のホームページを通じて令和4年10月14日に行うものとする。

また、提出された質問等は、原則公表とするが、応募者の技術的提案事項や創意工夫事項については、非公表とする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

4.2.2. 要求水準・事業者選定基準・提出書類作成要領等の公表等

要求水準・事業者選定基準・提出書類作成要領等の公表等は次のとおり行う。

(1) 要求水準等の公表

①公表日時

令和4年10月14日

②公表方法

本市ホームページに掲載する。

(2) 要求水準等に関する質問等の受付および回答公表

①受付期間

令和4年10月17日～10月25日

②提出方法

「実施方針」の場合と同様とする。

③回答公表

要求水準等に関する質問等に対する回答は、本事業に係る本市のホームページを通じて令和4年11月9日に行うものとする。

また、提出された質問等は、原則公表とするが、応募者の技術的提案事項や創意工夫事項については、非公表とする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

4.2.3. 募集要項の公表等

募集要項の公表等は次のとおり行う。

(1) 募集要項の公表

①公表日時

令和4年10月28日

②公表方法

本市ホームページに掲載する。

(2) 募集要項に関する質問等の受付および回答公表

①受付期間

令和4年10月31日～11月7日

②提出方法

「実施方針」の場合と同様とする。

③回答公表

募集要項に関する質問等に対する回答は、本事業に係る本市のホームページを通じて令和4年11月14日に行うものとする。

また、提出された質問等は、原則公表とするが、応募者の技術的提案事項や創意工夫事項については、非公表とする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

4.3. 応募の手続き

4.3.1 プロポーザル参加資格確認申請書等の受付

応募者は、「3.3 プロポーザル参加に関する事項」に示した条件を満たしていることを証明するため必要な書類を下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

「提出書類作成要領」および「様式集」参照のこと。

(2) 提出方法

持参または郵送による。

① 持参の場合

「8.8 本事業に関する連絡先」に、令和4年11月16日～22日の9時から17時までの間に提出のこと。

② 郵送の場合

「8.8 本事業に関する連絡先」に、令和4年11月22日17時必着のこと。

なお、本市は、提出されたプロポーザル参加資格確認申請書等を確認した上で、軽微な不備の補正などの必要があると判断した場合は、プロポーザル参加資格確認申請書等の補正もしくは再提出または追加書類の提出を求めることがある。

4.3.2 プロポーザル参加資格確認結果の通知

プロポーザル参加資格確認結果は、応募者に対して、令和4年12月2日までに本市から書面により通知する。この場合において、応募資格がないと認めた応募者に対しては、その理由を付記して郵送にて通知する。

なお、プロポーザル参加資格確認結果の通知において、プロポーザル参加資格があると認められた者であっても、本市に提出した書類や電子ファイルなどに虚偽の記載をし、もしくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、プロポーザル参加資格を取り消す。

4.3.3 応募の辞退

本市よりプロポーザル参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が、応募を辞退する場合には、提案書類提出期限日時までに、応募辞退届（様式第3-3号）を「8.8 本事業に関する連絡先」へ持参し提出すること。

5. 事業者の選定

5.1 提案書類の提出

プロポーザル参加資格を有し、本市より提案書提出の要請を受けた候補者は、提案書類を次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

「提出書類作成要領」および「様式集」参照のこと。

(2) 提出方法

持参または郵送による。

① 持参の場合

「8.8 本事業に関する連絡先」に、令和4年12月9日から令和5年1月20日の17時までの間に提出のこと。

② 郵送の場合

「8.8 本事業に関する連絡先」に、令和5年1月20日17時必着のこと。

なお、本市は、提出された提案書類を確認した上で、軽微な不備の補正など、必要があると判断した場合は、提案書類の補正もしくは再提出または追加書類の提出を求めることがある。

5.2. プレゼンテーションの実施及びヒアリング

提案書およびプレゼンテーション動画を踏まえ、後日、改めて候補者とのヒアリングを実施する。

① ヒアリングの手法

提案書およびプレゼンテーション動画を確認の上、本市の質疑に対し、候補者が応答する。

② 開催日時

令和5年2月下旬に実施する。（詳細な日時は候補者へ個別に通知する。）

③ 開催場所

熱海市役所 第2庁舎会議室

5.3. 提案書類の審査

公募型プロポーザルを実施するにあたり、参加事業者を公平かつ公正に評価するため、初島地区海底送配水管布設替事業 事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、事業者選定基準に基づき、候補者の提案内容の評価を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、委員会の委員（以下「委員」という。）は非公開とする。また、優先交渉権者決定までの間に、委員および本市関係者に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のための接触、働きかけ等を行った場合、当該候補者は参加資格を失う。

5.4. 優先交渉権者の決定

本市は委員会による最優秀提案者の選定結果をもとに、優先交渉権者を決定する。

5.5. 優先交渉権者を選定しない場合

事業者の募集および優先交渉権者の選定の過程において、応募者がいない場合には、プロポーザル公募を中止することとし、その旨を速やかに公表する。

5.6. 選定結果の公表

本市は、委員会における選定結果を取りまとめて、速やかに候補者に対して通知する。なお、選定されなかった応募者は通知を受けた日の翌日から7日(休日を除く)以内に、書面により選定結果について説明を求めることができる。

5.7. 契約手続き

5.7.1. 契約の締結

本市は、「初島地区海底送配水管布設替事業」を「熱海市業務委託契約約款」および「熱海市建設工事請負契約約款」に基づき、設計・建設工事請負契約を締結する。

5.7.2. 契約を締結しない場合

優先交渉権者決定の翌日から契約締結日までの期間において、優先交渉権者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該優先交渉権者と契約を締結せず、次順位者を優先交渉権者とする。

- ①「熱海市工事請負等及び物品調達等の入札参加資格に係る指名停止等措置要綱」に基づく入札参加資格停止の措置を受けたときまたは同要綱別表に掲げる措置要件に該当したとき。
- ②熱海市暴力団排除条例に掲げる措置要件の第2条第1号から第3号に該当したとき。
- ③建設業法第28条第3項または第5項の規定による営業停止の処分を受けたとき。
- ④建設業法第29条の規定による許可の取消処分を受けたとき。

5.7.3. 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、全て優先交渉権者の負担とする。

5.7.4. 契約保証金

契約保証金の詳細は、「熱海市建設工事請負契約約款」および「熱海市建設工事入札契約心得」による。

5.7.5. 前払金

前払金については、「熱海市建設工事請負契約約款」および「熱海市公共工事前金払実施要項」に基づき支払うものとする。

6. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

6.1. 事業契約に関する基本的な考え方

本市は、優先交渉権者との間で設計および工事請負契約を締結する。

なお、優先交渉権者決定の翌日から事業契約締結日までの間、優先交渉権者がプロポーザル参加資格を欠くに至った場合、本市は優先交渉権者と契約を締結しない。

6.2. 事業者の収入

事業者の収入は実施する対象施設の設計および建設に係る対価で構成される。

事業者は、提案書に基づき年度出来形予定内訳書を作成し、発注者と協議し双方の承認をもって契約書に添付する。その年度出来形予定内訳書に基づき、各年度末に出来形精算を行う。

なお、最終年度を除き精算額は年度出来形予定内訳書を上限とする。

また、支払い条件および内容の詳細は「熱海市建設工事請負契約約款」に基づく。

6.3. 対象業務における要求水準

詳細は要求水準書に示す。

6.4. モニタリング

6.4.1. モニタリングの内容

本市は、本事業と要求水準および提案書にて規定された内容との整合を確認するためのモニタリングを実施する。

事業者の実施する設計業務および建設工事の水準が本市の定める水準を下回ることが判明した場合には、本市は業務内容の改善を求める。事業者は本市の改善要求に対して、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

6.4.2. モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、本市が実施するモニタリングに係る費用は本市が負担する。事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

7. 対象施設等の立地ならびに規模および配置に関する事項

詳細は要求水準書に示す。

8. その他必要な事項

8.1. 本事業に係る情報の提供方法

本事業に係る情報の提供は、本事業に係る本市のホームページを通じて行うものとする。

8.2. 応募にあたっての費用の負担

応募にあたっての費用は、すべて応募者の負担とする。

8.3. 提出書類の取扱い

8.3.1. 著作権

候補者から提出された提案書の著作権は、候補者に帰属する。ただし、本市は、本事業の公表およびその他必要と認める時には、優先交渉権者の承諾がある場合のみ提案書の一部または全部を無償で使用することができるものとする。

また、本市は、優先交渉権者選定結果の公表に必要な範囲で優先交渉権者以外の候補者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。

8.3.2. 提出書類の返却

応募者から提出された書類は返却しないものとする。

8.4. 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権および商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法または維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った候補者が負うものとする。

8.5. 本事業に係る各種申請書類作成に関する事項

本事業に係る各種申請、関係機関との協議は本市が主体となって行うが、事業者は、図面、計算書、出典などの申請・協議に必要な資料等を作成すること。

8.6. プロポーザル公募の中止等

談合行為の疑い、不正または不誠意な行為等によりプロポーザルによる審査を公正に執行できないと認められる場合、または競争性を確保し得ないと認められる場合は、プロポーザル公募の執行延期、公告の公表またはプロポーザル公募の中止等の対処を図る場合がある。

8.7 環境への配慮

事業提案にあたっては、第二次熱海市環境基本計画を理解し、環境への配慮を行うものとする。

8.8 本事業に関する連絡先

熱海市公営企業部 水道温泉課 経営企画室

所在地〒413-8550 熱海市中央町1番1号

TEL 0557-86-6483

FAX 0557-86-6490

電子メール : koeikigy@city.atami.shizuoka.jp